

会 議 録（議事終了までの抜粋）

会議の名称		平成30年度磐田市国民保護協議会		
開催日時		平成31年3月22日（金） 開会：午後2時14分 閉会：午後2時30分		
開催場所		磐田市役所 西庁舎 301～303会議室		
出席者	委員	渡部修会長、田中里佳委員（代理 三浦弘禎）、三宮雅巳委員、大石勝彦委員、松浦賢実委員（代理 太田勝）、勝山明彦委員、鈴木宏哉委員（代理 鈴木規嗣）、高田眞治委員、村松啓至委員、矢部宏明委員、鈴木昌八委員、鈴木博雄委員、井口光芳委員、片山義生委員（代理 青木智徳）、中村賢一委員、松浦明委員、石田浩委員、岡本三男委員（代理 那須田篤）、梅原潤一委員、本茅崇委員、鈴木厚委員、村上勇夫委員 以上22名 （欠席2名：田中裕二委員、長谷川寛彦委員）		
	事務局	防災戦略監、危機管理課担当		
公開・非公開の状況		公開	傍聴者数	5名
会議次第		1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) 国民保護計画の概要について (2) 磐田市国民保護計画の変更について 4 意見交換 5 閉 会		

事務局	<p>ただ今から「平成 30 年度磐田市国民保護協議会」を開会いたします。磐田市防災会議に引続き、進行を務めます、危機管理課の鈴木雅文と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本国民保護協議会も他の市の附属機関の会議と同様に原則公開とさせていただきます。</p> <p>また、傍聴の手続き等につきましては、「磐田市国民保護協議会傍聴要領」のとおりとさせていただきます。それでは、お手元の会議次第に沿って進めていきます。</p> <p>それでは、お手元の会議次第に沿って進めていきます。</p> <p>最初に、本国民保護協議会の会長であります磐田市長からご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>改めまして皆さんこんにちは。と言いましても、ほとんどのみなさんが引き続きの委員としてご参加いただいておりますので恐縮いたします。また、少し、制服が違う自衛隊のですね、この前、表敬していただきましたけども、代表として三宮さんが参加していただいておりますので、何かお聞きになりたいことがあったら是非こういう場でと思いまして、今回の場合は、この協議会は暫くぶりの開催でございますけども、小規模なもの、軽微なものについては、先ほどの防災会議と違いまして、しょっちゅう開くことはないのですが、今回久々で開かせていただきました。いずれにいたしましても武力攻撃等は、テロはないに越したことはないのですが、本年、来年度になりますけども、ラグビーワールドカップがこの近くの会場で 4 試合やることになっておりますし、来年はみなさんのご存知のとおり、東京オリンピックがございますので、今回、このような会を開かせていただいたということはございます。また、修正等々もありますけどもよろしくお願いいたしますと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にお配りいたしました資料は平成 30 年度磐田市国民保護協議会次第、資料 1 国民保護計画の概要について、資料 2 - 1 磐田市国民保護計画(変更案の概要)、資料 2 - 2 磐田市国民保護計画新旧対照表、資料 2 - 3 磐田市国民保護計画(平成 24 年 3 月)の 5 点です。</p> <p>本日お配りした資料は、両面刷の「平成 30 年度磐田市国民保護協議会委員名簿」「席次表」、「武力攻撃への備えと対策」のパンフレットです。ご確認のうえ、不足がありましたらお知らせください。</p> <p>続きまして、本日の会議の成立状況について、ご報告いたします。委員総数 23 名の内、本日の出席委員数は、21 名でございます。したがって、委員の過半数以上の出席を得ておりますので、磐田市国民保護協議会条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、ここに会議が成立したことをご報告いたします。</p>

<p>議長</p>	<p>それでは、議事に入ります。本日の会議の議長ですが、「磐田市国民保護協議会条例」第5条第1項の規定に基づき、会長であります磐田市長にお願いいたします。</p> <p>それでは、よろしくお願いたします。初めに、会議録署名人の指名についてですが、「磐田市国民保護協議会運営要領」第5条の規定に基づき、中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー磐田営業所・所長・中村賢一委員及び磐田市消防団・団長・本多崇委員のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、(1)「国民保護計画の概要について」、事務局から説明させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>危機管理課の鈴木と申します。よろしくお願いたします。では、着座にて説明させていただきます。</p> <p>それでは、磐田市国民保護計画の変更の説明の前に、「国民保護計画の概要」につきまして、資料1「国民保護計画の概要について」と「パンフレット」により、ご説明申し上げます。</p> <p>国民保護とは、「武力攻撃や重大なテロが起こった場合に、国、県、市町村などが協力して、住民を守るための仕組み」で、国民保護計画とは、「武力攻撃事態などに備え、政府が定める基本指針に基づいて自治体が作成する国民の保護に関する計画」となっております。</p> <p>資料1「国民保護計画の概要について」の1ページと「パンフレット」4ページをあわせてご覧ください。こちらでは、国民保護の3つの柱を説明します。</p> <p>1つ目は「住民の避難」です。日本に対し、武力攻撃が迫った場合、国はその情報を把握し、警報を発令します。また、避難の必要があると認めた場合は、避難措置の実施を県知事に指示をします。市は警察や自衛隊などと協力し、避難住民の誘導などを行います。</p> <p>2つ目は「避難住民の救援」です。国は、避難住民の生活を救援するため、県知事に救援を実施するように指示します。市は、県が実施する救援活動に協力します。</p> <p>3つ目は「武力攻撃災害への対処」です。国の指示に基づき、市は県と連携して武力攻撃災害への対処措置を実施し、被害をできるだけ少なくなるよう消火活動や救助活動など必要な措置を行います。</p> <p>続いて「パンフレット」の5ページをご覧ください。これは想定されている事態についてです。</p> <p>1つ目は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃などの「武力攻撃事態」です。</p> <p>2つ目は、原子力発電所など危険性物質を有している施設への攻撃、駅、スタジアムなど、多数の人が集まる施設などへの攻撃、更にサリンなどの物質による攻撃などの「緊急対処事態」いわゆる「重大なテロ」がそれにあ</p>

<p>議長</p>	<p>たります。</p> <p>次に、資料1「国民保護計画の概要について」のこちらの3ページをご覧ください。</p> <p>平成17年3月に閣議決定された「国民の保護に関する基本指針」に基づき、県、市、指定行政機関等が国民保護計画を策定することとなっています。本市では、平成19年3月に「磐田市国民保護計画」を策定し、公表しました。なお、国民保護法第39条第3項では、「市町村長は、国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない」と規定されております。</p> <p>そのため、本日、協議会を開催し、皆様のご意見を伺わせていただきたいと思います。概要の説明は以上です。</p> <p>ただいま、説明しました事務局からの説明について質問はありましたら宜しくお願いします。パンフレットからでも結構です。よろしいですか。</p> <p>それでは、質問もないようですので、続きまして、諮問事項であります「磐田市国民保護計画の変更について」事務局から説明させます。</p>
<p>事務局</p>	<p>引き続き、「磐田市国民保護計画の変更」につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の変更は、平成29年12月に、国が「国民の保護に関する基本指針」を、静岡県が平成30年9月に、「県の国民保護計画」を変更しました。これらを受けまして、本市の計画を変更するものです。</p> <p>資料2-1「磐田市国民保護計画 変更案の概要」をご覧ください。「変更案の概要」2ページ、3ページは、項目ごとに国民保護計画の変更箇所とその要旨を記載したものです。右側の欄に、資料2-2の「新旧対照表」の該当ページを記載してありますので、こちらの新旧対照表も併せてご覧いただければと思います。</p> <p>主な変更内容は、「国民の保護に関する基本指針及び県国民保護計画の変更」、「市国民保護対策本部の設置に関する事項の変更」、「市地域防災計画（原子力災害対策編）の作成に伴う変更」などの5点になります。</p> <p>それでは、資料2-1 変更案の概要1ページ 詳細内容は2ページから3ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、1の「国民の保護に関する基本指針及び県国民保護計画の変更」の反映です。情報伝達手段として、メッセージを行政用専用回線で、県や市に送信するシステムである「緊急情報ネットワークシステム（通称「エムネット」）」や防災行政無線により国から住民まで瞬時に伝達する「全国瞬時警報システム（通称「Jアラート」）」につきまして、追加しました。</p> <p>また、安否情報の収集・提供を円滑に実施するため、消防庁が運用する「安否情報システムの利用」を追加しました。</p> <p>次に、2の「市国民保護対策本部の設置に関する事項の変更」についてで</p>

